

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表四級の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「財政課の」の下に「統括主計員及び」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 企画員の職務

別表第一アの表五級の項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「課長及び」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 副主任の職務

別表第一アの表七級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 まちづくり政策官の職務

別表第一アの表七級の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一オの表三級の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 副主任の職務

別表第一オの表五級の項第二号中「部長」を「次長」に改める。

別表第一カの表三級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 副主任の職務

別表第一キの表六級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 副主任の職務

別表第一クの表五級の項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

3 中央子ども家庭相談センターの女性相談支援センター所長の職務

4 保健所の難病相談支援センター次長の職務

別表第一クの表五級の項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 副主任の職務

別表第二キの表歯科衛生士の項を次のように改める。

歯科衛生士	短大三卒	一級二十一号給
	短大卒	一級十五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。